

## 仕様書

- 1 件 名 新設及び検定満期取替等に伴う量水器の購入（単価契約）
- 2 履行期間 契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 3 納入場所 草加市上下水道部指定場所
- 4 積算方法 発注予定数を基に契約単価を見積もること
- 5 支払方法 業務完了月払
- 6 発注予定数及び納入予定日 別紙のとおり
- 7 適用法令及び適用規格  
草加市上下水道部に納入する量水器は、以下の法令及び規格に適合するものでなければならない。
  - (1) 計量法関係
    - ① 計量法（平成4年法律第51号）
    - ② 計量法施行令（平成5年政令第329号）
    - ③ 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）
    - ④ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）
    - ⑤ 指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）
  - (2) 水道法関係
    - ① 水道法（昭和32年法律第177号）
    - ② 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
    - ③ 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
    - ④ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）
  - (3) 日本産業規格及びその引用規格（最新版を引用すること。）
    - ① JIS B 8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部：一般仕様
    - ② JIS B 8570-2 水道メーター及び温水メーター第2部：取引又は証明用
    - ③ JIS B 7554 電磁流量計
- 8 一般仕様
  - (1) 量水器の性能は、通常の使用及び施工において十分な強度や耐久性に優れたものとする。
  - (2) 量水器は乾式とし、湿式は不可とする。
  - (3) 口径13mmから100mmまでの量水器の表示部は固定式とし、回転式は不可とする。

- (4) 鉛の浸出については、水道法施行令第6条第2項の規定に基づく給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に規定する0.01mg/l以下とする。ただし、材質の表面を処理することにより基準に適合するものを除く。
- (5) 浸出試験の方法については、公益社団法人日本水道協会が定める量水器の浸出試験方法に準じ、公的検査機関で実施すること。
- (6) 量水器の蓋及びケースの表示項目は次のとおりとする。
  - ア 蓋及び上ケースには、市章及び量水器番号を打刻すること
  - イ 下ケースには、流水方向、口径、鑄造年、材質記号及び製造業者の名称又は登録商標を表記すること。
- (7) 検定有効期限のラベルは、蓋の裏側に容易に剥がれないよう貼り付け、寸法は、蓋の裏に貼付できる大きさとする。
- (8) 口径13mmから40mmまでの量水器ネジ部の規格は、上水ネジとすること。

## 9 塗装及び色相

- (1) 口径13mmから40mmまでの量水器について  
鉛フリー銅合金製量水器ケースは無塗装（ただし、無着色透明の酸化防止処理をする。）とすること。  
なお、蓋の色相については、契約締結後に担当課と協議の上、決定するものとする。
- (2) 口径50mm以上の量水器について  
ダグタイル鑄鉄製量水器ケースは全体をエポキシ樹脂塗装（指定色なし）とし、当該塗装は環境に影響を及ぼさないものとする。

## 10 附属品

- (1) 口径13mmから40mmまでの量水器
  - ア 量水器の両端部に合成樹脂製キャップを取り付けること（ネジ部の保護・防塵用）。
  - イ 量水器1個につき、量水器用ゴムパッキン2枚を輪ゴム等で量水器本体に取り付けて納入すること。
  - ウ 口径20mmの量水器用ゴムパッキンは、「外径30mm、内径21mm、厚さ3mm」のものとする。
- (2) 口径50mm以上の量水器  
量水器1個につき、合フランジ2枚、ボルト、ナット（ステンレス製、口径に応じた本数）、量水器用ゴムパッキン2枚（パッキンの形状は「メガネパッキン」とする。）、流入管（新設用は固定式、検満等用は伸縮式とする。）
- (3) 電子式量水器  
隔測表示器及びケーブル

## 11 種類別仕様

口径 (mm)	種別	計測方式	定格最大流量	計量範囲	流入管
			Q3 (m <sup>3</sup> /h)	Q3/Q1=R	
13	平型	接線流羽根車式	2.5	100	なし
	電子	接線流羽根車式	2.5	100	なし
20	平型	接線流羽根車式	4	100	なし
	電子	接線流羽根車式	4	100	なし
25	平型	接線流羽根車式	6.3	100	なし
30	平型	接線流羽根車式	10	100	なし
40	平型	縦型軸流羽根車式	16	100	なし
50	平型	縦型軸流羽根車式	40	100	固定式
					伸縮式
	電子	縦型軸流羽根車式	40	100	伸縮式
75	平型	縦型軸流羽根車式	63	100	固定式
					伸縮式
	電子	縦型軸流羽根車式	63	100	伸縮式
100	平型	縦型軸流羽根車式	100	100	固定式
					伸縮式
	電子	縦型軸流羽根車式	100	100	伸縮式
150	平型	縦型軸流電磁式	400	160~200	伸縮式

※平型：直読式（量水器本体表示部の表示を直接確認することにより使用水量の積算値を確認する方式）の機能のみを有する量水器

※電子：直読式に加え、隔測式（ケーブルで繋がれた隔測表示器により、量水器から離れた場所で使用水量の積算値を確認する方式）の機能も有する量水器（本体及び隔測表示器の表示部は液晶デジタル表示とする。）

## 12 納入及び納入検査

- (1) 納入量水器は、衝撃その他の理由により損傷しないよう包装し、量水器番号順に箱番号を表記し、量水器口径、量水器番号の最小及び最大番号を明記すること。また、搬入方法については、納期ごとに担当者に確認すること。
- (2) 検収は、納入時において、計量法に基づく検定試験合格証印、公的検査機関による試験成績書及びこの仕様書に定める事項の確認をもって完了とする。なお、検収には受注者と発注者の双方が立ち会うものとする。

## 13 特許等の取扱い

製作に関し、特許等に抵触するものがあるときは、全て納入者の責任において処理するものとする。

#### 14 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生する恐れがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、J I S（日本産業規格）、J W W A（日本水道協会規格）等の規格・基準を準用するほか、必要に応じて担当課と協議の上決定するものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。
- (6) メーカーの責任による故障が生じたときは、市の指示に従い無償で修理するものとする。業務上のトラブル等は速やかに報告し、協議するものとする。
- (7) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

#### 15 問合せ先

草加市上下水道部 水道営業課 営業係 針谷  
電話 048（927）2220（直通）